

日本ブラインドサッカー協会
コーチ登録制度規約

1. 制度の趣旨

ブラインドサッカーの普及、及び、選手育成にあたるコーチの資質と指導力の向上をはかることに加え、地域のコーチ組織を確立し地域におけるブラインドサッカー活動を促すために本制度を制定する。

2. 目的

この制度は次の事項を目的とする。

- (1) 日本ブラインドサッカー協会（以下、本協会）におけるコーチの位置付けとその役割を明確にし、社会的信頼を確保する。
- (2) ブラインドサッカーの普及発展に対応する指導体制を確立すること。
- (3) コーチの指導力の向上をはかること。
- (4) 地域のコーチ組織の確立と地域間の連携を促す人材を育成し地域活動の促進をはかること。

3. 登録区分

本協会が公認するコーチはJBFA公認コーディネートコーチとJBFA公認コーチの2区分とし、その役割は次のとおりとする。

登録区分	役割
JBFA 公認コーディネートコーチ*1・2	<ul style="list-style-type: none">・ 地域におけるコーチ組織の統括・ 地域におけるコーチの育成・ 地域におけるコーチの活用・ 地域間のコーチ組織の連携
JBFA 公認コーチ	<ul style="list-style-type: none">・ 地域におけるブラインドサッカー選手の育成及び指導・ チームにおけるブラインドサッカーのコーチ及び監督

* 1 JBFA 公認コーディネートコーチは JBFA 公認コーチの役割を兼ねるものとする。

* 2 コーディネート (coordinate) には「調整し全体をまとめる」の意味がある。そこから JBFA 公認コーディネートコーチは、地域全体を調整しまとめるコーチ (指導・助言者) を指す。

4. 地域区分

コーチ組織を分ける地域区分は次の通りとする。

地域区分	対象地域
------	------

北日本ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 以上7道県
中日本ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県 以上14都県
西日本ブロック	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 14府県
九州・四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 12県

5. 公認に必要な講習時間

コーチ及びコーディネートコーチの公認を受ける者は、本協会が主催する公認のための講習会において以下の内容を受講する。

- (1) JBFA公認コーチ 次の内容を合計6時間以上
 - ・ ブラインドサッカーの技術、及び、指導方法の基本的事項に関する事
 - ・ 視覚障害に関する事
 - ・ 組織マネジメントの基本的事項に関する事
- (2) JBFA公認コーディネートコーチ 次の内容を合計10時間以上
 - ・ スポーツの指導に関する事
 - ・ ブラインドサッカーの技術、及び、指導方法に関する事
 - ・ スポーツマネジメントに関する事

6. 受講資格

公認に必要な講習会の受講資格は次の通りとする。

登録区分	受講資格
JBFA公認コーチ	・ 本協会会員
JBFA公認コーディネートコーチ*	本協会会員の中で以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ JBFA公認コーチ登録から2年が経過した者 ・ 過去に行われたブラインドサッカー日本選手権に出場したチームに監督として登録した者 ・ 本協会が認めた者

* JBFA公認コーディネートコーチ受講資格は2013年度までを有効とし、2014年度からは見直しを行うものとする。

7. 登録義務

公認のための講習会を受講した者はコーチ登録をしなければならない。

8. 登録期間

コーチの登録期間は次の通りとする。

- (1) 登録初年度はその期間の長短に関わらず登録年度限りとする。
- (2) 初登録の翌年度からは1年間とする。
- (3) 登録有効期間終了の1カ月前までに本人から書面またはメールによる申し出がない限り、自動的に更新することとする。

9. 登録料及び納付方法

登録料はJBFA公認コーチ3,000円/年度、JBFA公認コーディネーターコーチ4,000円/年度とする。登録料は毎年8月に次の方法で納付する。

- (1) 以下の口座に年度毎の登録料を振り込むこととする。なお、振込手数料については登録者本人の負担とする。
郵便振替口座 10190-41438961
口座名義 日本視覚障害者サッカー協会
- (2) 登録初年度に限り本協会が指定する別の方法で納付することができる。
- (3) 2人以上の登録料をまとめて振り込む場合は、振り込みをした日より1週間以内に振り込んだ月日、登録する者の氏名と公認区分の一覧をメールでJBFA事務局に送付しなければならない。

10. 登録コーチの権利

登録コーチは以下の権利を有する*。

- (1) JBFAが主催するコーチを対象とした講習会・研修会の受講
- (2) コーチ会議への出席
- (3) ブラインドサッカー日本選手権に出場するチーム監督

* 上記については、2013年度まではコーチ制度の周知に関わる権利猶予期間とし、2014年度より有効とする。

11. 登録コーチの義務

登録コーチは資格取得後、1～3年経過の間にJBFA主催のリフレッシュ講習会*を受講しなければならない。初回のリフレッシュ講習受講後も資格保有期間は継続して同講習受講後1～3年経過の間に再度同講習を受講しなければならない。



* JBFAが主催するリフレッシュ講習会はJBFA公認コーチ資格更新のための講習を指

す。しかし、単に資格更新のためでなく、リフレッシュ講習会を通じて、新しい知識や情報を提供し、指導者の連携を高め、地域でのブラインドサッカーの振興を意図するものとして位置づける。

1 2. 登録抹消手続き

登録を抹消する場合は書面、または、メールにより申し出るものとする。その際、当該年度の登録料の返金は一切行わないこととする。

1 3. 資格の失効

以下の場合、登録が抹消され資格が取り消される。なお、資格が失効された場合は、それがコーディネートコーチであっても、再度コーチより公認を受け、コーディネートコーチの受講には3年の経験を経なければならない。

- (1) JBFA公認コーチとしてふさわしくない行為があったと認められたとき
- (2) 登録料を納付しないとき
- (3) JBFA主催のリフレッシュ講習会を期限内に受講しなかったとき
- (4) 書面、または、メールによる申し出があったとき